

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年7月14日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県規則第46号

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則

佐賀県行政組織規則（平成16年佐賀県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（分課等）</p> <p>第3条 本部の下に、それぞれ次の課及びセンターを置く。</p> <p>統括本部</p> <p>秘書課～消防防災課</p> <p>くらし環境本部</p> <p>男女参画・県民協働課～循環型社会推進課</p> <p>健康福祉本部</p> <p>地域福祉課～生活衛生課</p> <p>農林水産商工本部</p> <p>新エネルギー課～商工課</p> <p>県土づくり本部</p> <p>建設・技術課～森林整備課</p> <p>経営支援本部</p> <p>法務課～税務課</p> <p><u>市町村課</u></p> <p>統計分析課</p> <p>2～6 略</p>	<p>（分課等）</p> <p>第3条 本部の下に、それぞれ次の課及びセンターを置く。</p> <p>統括本部</p> <p>秘書課～消防防災課</p> <p><u>さが創生推進課</u></p> <p>くらし環境本部</p> <p>男女参画・県民協働課～循環型社会推進課</p> <p>健康福祉本部</p> <p>地域福祉課～生活衛生課</p> <p>農林水産商工本部</p> <p>新エネルギー課～商工課</p> <p>県土づくり本部</p> <p>建設・技術課～森林整備課</p> <p>経営支援本部</p> <p>法務課～税務課</p> <p><u>市町支援課</u></p> <p>統計分析課</p> <p>2～6 略</p>

改正前	改正後
<p>(企画・経営グループの分掌事務)</p> <p>第 5 条 企画・経営グループの分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 本部の各課(センター、部に置かれた課、<u>ユニバーサルデザイン推進監</u>及び第25条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、粒子線治療推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、有田焼創業400年事業推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、コスメティック構想推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、国際戦略推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、観光戦略推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、経営支援本部における同項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに政策監及び第26条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織を含む。)及び現地機関への指導及び助言に関すること。</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>(統括本部各課の分掌事務)</p> <p>第 6 条 統括本部各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>秘書課～消防防災課 略</p> <p>(経営支援本部各課の分掌事務)</p>	<p>(企画・経営グループの分掌事務)</p> <p>第 5 条 企画・経営グループの分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 本部の各課(センター、部に置かれた課、<u>ユニバーサル社会推進監</u>及び第25条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、粒子線治療推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、有田焼創業400年事業推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、コスメティック構想推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、国際戦略推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、観光戦略推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、経営支援本部における同項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに政策監及び第26条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織を含む。)及び現地機関への指導及び助言に関すること。</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>(統括本部各課の分掌事務)</p> <p>第 6 条 統括本部各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>秘書課～消防防災課 略</p> <p><u>さが創生推進課</u></p> <p>(1) <u>地域振興に関すること(他課の分掌する事務に関する部分を除く。)</u>。</p> <p>(2) <u>地方人口ビジョン及び地方版総合戦略に関すること。</u></p> <p>(3) <u>移住支援(UJIターン就職支援を含む。)</u>に関すること。</p> <p>(経営支援本部各課の分掌事務)</p>

改正前	改正後
<p>第13条 経営支援本部各課の分掌事務は、次のとおりとする。 法務課～税務課 略 市町村課 (1)～(6) 略 (7) <u>地域振興に関すること。</u> 統計分析課 略</p> <p>第21条 課に課長を、センターにセンター長を、室に室長を置く。</p> <p>2 統括本部に政策監及び<u>ユニバーサルデザイン推進監</u>を、健康福祉本部に粒子線治療推進監を、農林水産商工本部に有田焼創業400年事業推進監及びコスメティック構想推進監を、同本部国際・観光部に国際戦略推進監及び観光戦略推進監を置くことができる。</p> <p>3 企画・経営グループ、課及びセンター並びに室に参事、技術監及び検査監を、情報・業務改革課に情報企画監を、消防防災課に国民保護・防災対策監を、地域福祉課に監査監を、企業立地課に企業誘致推進監を、雇用労働課に特区調整監を、生産者支援課に団体検査・指導監を、<u>市町村課に地域振興企画監</u>を置くことができる。</p> <p>4～7 略</p> <p>8 <u>ユニバーサルデザイン推進監</u>は、上司の命を受けて、ユニバーサルデザインの推進に関する事務を掌理する。</p> <p>9～21 略</p> <p>22 <u>地域振興企画監は、上司の命を受けて、地域振興に関する事務を掌理する。</u></p> <p>第26条 統括本部に、統括本部長、総括政策監及び政策監を補佐するため、<u>さが創生企画監</u>、参事、技術監、副課長、副技術監及び係長を置くことができる。</p>	<p>第13条 経営支援本部各課の分掌事務は、次のとおりとする。 法務課～税務課 略 市町支援課 (1)～(6) 略 統計分析課 略</p> <p>第21条 課に課長を、センターにセンター長を、室に室長を置く。</p> <p>2 統括本部に政策監及び<u>ユニバーサル社会推進監</u>を、健康福祉本部に粒子線治療推進監を、農林水産商工本部に有田焼創業400年事業推進監及びコスメティック構想推進監を、同本部国際・観光部に国際戦略推進監及び観光戦略推進監を置くことができる。</p> <p>3 企画・経営グループ、課及びセンター並びに室に参事、技術監及び検査監を、情報・業務改革課に情報企画監を、消防防災課に国民保護・防災対策監を、地域福祉課に監査監を、企業立地課に企業誘致推進監を、雇用労働課に特区調整監を、生産者支援課に団体検査・指導監を置くことができる。</p> <p>4～7 略</p> <p>8 <u>ユニバーサル社会推進監</u>は、上司の命を受けて、ユニバーサルデザインの推進に関する事務を掌理する。</p> <p>9～21 略</p> <p>第26条 統括本部に、統括本部長、総括政策監及び政策監を補佐するため、参事、技術監、副課長、副技術監及び係長を置くことができる。</p>

改正前	改正後
2 略	2 略

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年 7 月15日から施行する。
(佐賀県公有財産規則の一部改正)
- 2 佐賀県公有財産規則 (昭和40年佐賀県規則第 6 号) の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 課等 組織規則第 2 条、第 3 条第 1 項及び第 3 項から第 6 項まで並びに第 4 条第 2 項に規定する企画・経営グループ、課及びセンター、教育委員会事務局の企画・経営グループ及び課、警察本部及び議会事務局の課、<u>ユニバーサルデザイン推進監</u>及び組織規則第25条第 1 項の規定により置かれた職にある者からなる組織、粒子線治療推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、有田焼創業400年事業推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、コスメティック構想推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、国際戦略推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、観光戦略推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、経営支援本部における同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、政策監及び組織規則第26条第 1 項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに教育庁危機管理・広報監及び佐賀県教育庁組織規則 (昭和</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 課等 組織規則第 2 条、第 3 条第 1 項及び第 3 項から第 6 項まで並びに第 4 条第 2 項に規定する企画・経営グループ、課及びセンター、教育委員会事務局の企画・経営グループ及び課、警察本部及び議会事務局の課、<u>ユニバーサル社会推進監</u>及び組織規則第25条第 1 項の規定により置かれた職にある者からなる組織、粒子線治療推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、有田焼創業400年事業推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、コスメティック構想推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、国際戦略推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、観光戦略推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、経営支援本部における同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、政策監及び組織規則第26条第 1 項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに教育庁危機管理・広報監及び佐賀県教育庁組織規則 (昭和31</p>

改正前	改正後
<p>31年佐賀県教育委員会規則第16号)第20条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第2条第7号に規定するかいをいう。</p> <p>(4)～(8) 略</p>	<p>年佐賀県教育委員会規則第16号)第20条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第2条第7号に規定するかいをいう。</p> <p>(4)～(8) 略</p>

(佐賀県財務規則の一部改正)

- 3 佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 本庁等の各課 組織規則第2条、第3条第1項及び第3項から第6項まで並びに第4条第2項に規定する企画・経営グループ、課及びセンター、教育委員会事務局の企画・経営グループ及び課、警察本部会計課、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、議会事務局並びに特定の政策を推進するための組織(ユニバーサルデザイン推進監及び組織規則第25条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、粒子線治療推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、有田焼創業400年事業推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、コスメティック構想推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、国際戦略推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、観光戦略推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、経営支援本部における同項の規定により置かれた職に</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 本庁等の各課 組織規則第2条、第3条第1項及び第3項から第6項まで並びに第4条第2項に規定する企画・経営グループ、課及びセンター、教育委員会事務局の企画・経営グループ及び課、警察本部会計課、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、議会事務局並びに特定の政策を推進するための組織(ユニバーサル社会推進監及び組織規則第25条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、粒子線治療推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、有田焼創業400年事業推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、コスメティック構想推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、国際戦略推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、観光戦略推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、経営支援本部における同項の規定により置かれた職にあ</p>

改正前	改正後
<p>ある者からなる組織、政策監及び組織規則第26条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに教育庁危機管理・広報監及び佐賀県教育庁組織規則（昭和31年佐賀県教育委員会規則第16号）第20条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。次号において「特定政策組織」という。）をいう。</p> <p>(4) 本庁等の各課の長 組織規則第2条、第3条第1項及び第3項から第6項まで並びに第4条第2項に規定する企画・経営グループ、課及びセンターの長、<u>ユニバーサルデザイン推進監</u>、粒子線治療推進監、有田焼創業400年事業推進監、コスメティック構想推進監、国際戦略推進監、観光戦略推進監、教育委員会事務局の企画・経営グループ及び課の長、警察本部会計課長、監査委員事務局副事務局長、人事委員会事務局副事務局長、労働委員会事務局総務調整課長、議会事務局総務課長、佐賀県本部設置条例第1条に規定する本部の副本部長、文化・スポーツ部副部長、国際・観光部副部長、生産振興部副部長、交通政策部副部長、政策監並びに副教育長をいう。ただし、副本部長、文化・スポーツ部副部長、国際・観光部副部長、生産振興部副部長、交通政策部副部長、政策監及び副教育長については、特定政策組織（<u>ユニバーサルデザイン推進監</u>及び組織規則第25条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、粒子線治療推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、有田焼創業400年事業推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、コスメティック構想推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、国際戦略推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに観光戦略推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織を除く。）が置かれた場合に限る。</p>	<p>ある者からなる組織、政策監及び組織規則第26条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに教育庁危機管理・広報監及び佐賀県教育庁組織規則（昭和31年佐賀県教育委員会規則第16号）第20条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。次号において「特定政策組織」という。）をいう。</p> <p>(4) 本庁等の各課の長 組織規則第2条、第3条第1項及び第3項から第6項まで並びに第4条第2項に規定する企画・経営グループ、課及びセンターの長、<u>ユニバーサル社会推進監</u>、粒子線治療推進監、有田焼創業400年事業推進監、コスメティック構想推進監、国際戦略推進監、観光戦略推進監、教育委員会事務局の企画・経営グループ及び課の長、警察本部会計課長、監査委員事務局副事務局長、人事委員会事務局副事務局長、労働委員会事務局総務調整課長、議会事務局総務課長、佐賀県本部設置条例第1条に規定する本部の副本部長、文化・スポーツ部副部長、国際・観光部副部長、生産振興部副部長、交通政策部副部長、政策監並びに副教育長をいう。ただし、副本部長、文化・スポーツ部副部長、国際・観光部副部長、生産振興部副部長、交通政策部副部長、政策監及び副教育長については、特定政策組織（<u>ユニバーサル社会推進監</u>及び組織規則第25条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、粒子線治療推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、有田焼創業400年事業推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、コスメティック構想推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、国際戦略推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに観光戦略推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織を除く。）が置かれた場合に限る。</p>

改正前	改正後
(5)～(19) 略	(5)～(19) 略

(地方税法第396条の規定による知事が指定する職員に関する規則の一部改正)

- 4 地方税法第396条の規定による知事が指定する職員に関する規則 (平成27年佐賀県規則第22号) の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(知事が指定する職員)</p> <p>第 2 条 法第396条第 1 項の県の職員で知事が指定する者は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 経営支援本部<u>市町村課</u>に勤務する職員</p> <p>(2) 略</p>	<p>(知事が指定する職員)</p> <p>第 2 条 法第396条第 1 項の県の職員で知事が指定する者は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 経営支援本部<u>市町支援課</u>に勤務する職員</p> <p>(2) 略</p>